

事務連絡

令和元年10月18日

関係都県教育委員会施設主管課長
関係都県私立学校主管課長 殿

文部科学省非常災害対策本部 庶務班長代理
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
森 政 之

台風第19号により学校施設の受変電設備が浸水した場合の今後の対応について

台風第19号により、学校施設の高圧受変電設備（屋外キュービクル、屋内の電気室内の設備）が浸水した場合、当該施設に選任されている電気主任技術者が既に点検して使用可能か判断されている場合が多いと思います。今後、復旧に向けた検討に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- ・ 完全復旧までの間は、校舎の利用計画を工夫することや、他の施設を活用することなどにより、校舎内で電気を使用できる範囲を限定して応急復旧することも考えられること。
 - ・ 応急復旧の方法としては、仮設のキュービクルや仮設の自家発電設備を設置する、仮設で低圧電力を引込むなど、複数の方法が考えられること。
- (例) 屋外キュービクル及び校舎1階が浸水したケースにおいて、浸水した1階の電気系統を切り離し、2階以上へ仮設の低圧で電気を供給する。

本件については、経済産業省からも電力会社及び電気保安協会へ協力の依頼がされていることから、今後の復旧に向けた検討に当たっては、電気主任技術者及び電力会社を含めた3者で相談されるようお願いいたします。

なお、低圧で受電している学校施設の電気設備が浸水した場合は、上記を参考に、電気設備に熟知した方とご相談下さい。

検討の進め方など分からないことがあれば、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

このことについて、都県教育委員会においては貴域内市区町村に対し、都県私立学校主幹課においては所轄の私立学校に対して周知し、適切にご指導いただきますようお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】
大臣官房文教施設企画・防災部参事官付
電話 03-5253-4111
参事官補佐 足立（内線 2325）
電気係長 永森（内線 2325）
施設防災企画係長 三好（内線 3184）